

令和5年度第1回 江別市福祉有償運送運営協議会

議事概要

1. 日時及び場所 令和5年8月31日(木)午後1時29分～午後2時10分 江別市民会館23号室

2. 出席者

【委員9名(敬称略)】 佐藤レイ子、經亀真利、鈴木孝幸、納谷ヒロ子、八木橋秀幸、東則子、今田英徳、鈴木久雄、岩淵淑仁 (欠席委員1名:今井博康)

【申請法人3名(敬称略)】 向島久博(社会福祉法人 えぼっく)
新井和也(社会福祉法人 ゆうゆう)
齊藤健一(社会福祉法人 ゆうゆう)

【事務局3名】 鈴木障がい福祉課長、飯塚障がい福祉係長、加藤障がい福祉係主任

3. 議事概要

(1)開会

事務局: 定刻前ですが、お揃いになりましたので始めさせていただきます。私は健康福祉部障がい福祉課長の鈴木でございます。本日はお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。ただいまから、第1回江別市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

まず初めに、任期中の委員の変更がございましたので、お知らせいたします。江別市の7月1日付け人事異動で健康福祉部の委員が白崎委員から岩淵委員へ変更となりました。

岩淵委員: 江別市健康福祉部長の岩淵と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局: 続きまして、本日出席予定でありました今井会長が、欠席となりましたのでお知らせいたします。なお出席者は過半数をこえているため、江別市福祉有償運送運営協議会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、本協議会を開催いたします。続きまして、配付資料の確認を行います。

【事務局から配付資料の確認、資料内容の説明】

事務局: 本日の協議内容は、更新登録申請が2法人で、そのうち1法人は、運送の対価変更の協議もでございます。それでは本日の議事進行は、江別市福祉有償運送運営協議会設置要綱第5条第3項に基づき、副会長にお願いいたします。佐藤副会長よろしく願いいたします。

議長: 進行は初めてのことなので、皆様のご協力のもと進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(2)議事等

議長： それでは、次第2「議事等」の「福祉有償運送の更新登録に係る協議について 社会福祉法人えぼっく」に移ります。申請法人の入室をお願いいたします。

【申請法人 入室】

議長： それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

【事務局から事前配付資料を基に説明】

議長： 今の説明につきまして、申請法人から事業実施に関する補足説明等がありますか。

申請法人： 今、事務局から説明ありましたが、運転記録証明書をとったところ、過去 3 年間に、交通違反が 3 名いました。そのうち 1 名が令和 2 年、2 名が令和 3 年で、それぞれ 15 キロから 20 キロ、20 キロから 25 キロの速度違反です。令和 4 年度は、交通違反者は 1 人もおりませんでした。

指導については、事故や交通違反を起こした場合は、必ず監督者、管理者に報告することとなり、職員は、報告をあげることの習慣がついています。定期的な管理者会議を開き、その中で、事故や違反の内容により、処分や運転業務継続等を協議し決定を行っております。以上です。

議長： あと他によろしいですか。

申請法人： はい。

議長： それでは今の説明について、委員の皆様から質問、意見はございませんでしょうか。

經亀委員： 札幌運輸支局の經亀です。

何点かありますが、まず、今回の書類を確認したところ、北広島市内の中で会社の住所の異動があったようですね。私ども運輸支局に変更の届け出が必要になりますが、されていないですね。

申請法人： 手続きが漏れていました、申し訳ございません。現在、変更手続き行っています。手続き後、変更届を提出するように進めます。

經亀委員： 会社の移転はあまり多く起こる事例ではないですが、法令遵守の基本的なところかと思えますのでやってもらいたいと思います。車両も、私どものチェックミスだったら申し訳ないですが、以前はあった車椅子移動車が、今回なくなっています。これは、やはり届け出するのを忘れていたということですか。

申請法人： 廃車にし、これは届を出していなかったです。

經亀委員： その辺、私どもへの届け出をしっかりとください。

あと、前回の更新から 3 年の間に、例えば事故や苦情、そういったものを把握してましたら教えていただきたいのと、アルコールチェッカーの関係、こちらの実施状況を教えていただきたい。

申請法人： はい。重大事故、人身事故といったものはありませんし、苦情についてもありません。福祉輸送だけでなく、一般の送迎もやっておりますが、それに対する苦情もありません。

アルコールチェックは、法制度が延期になり、議会でもまだ先送りになっていますけど、福祉有償以外の送迎につきましても、必ず出発する前に管理者が毎朝アルコール含め健康状態を確認して打ち合わせをしています。

經亀委員： チェックは戻ってからですか。

申請法人： いえ、出発するときです。

經亀委員： 外に出て行う仕事で、正直、管理者の目から外れるところもあると思うので、できれば戻ってきたときもチェックをしていただきたい。先ほどお話があったように、アルコールチェッカー自体は、昨年の通達改正から、義務付けにはなりましたが、当面の間延期となっています。改正の契機となったのが、千葉県で 2 年程前に、飲酒運転をしたダンプカーが、小学生の列に突っ込んで児童が犠牲になったという大きな事故です。我々運輸支局も、タクシー会社、バス会社、トラック会社については、義務付けして、監査等行いながら目を見張らせているところです。

一方で、自家用車は私どもの対象外になっています。台数が桁違いに多く、全部に取り付けるのは難しいということで、当面の間延期となっているといったところです。とはいえ、人を運ぶということですので、できるところはやっていただきたいと思っており、質問させていただきました。

あともう 1 点ですが、運賃のことですけれども、複数乗車は前から合意されていたということでもいいですね。

申請法人： そうですね。あくまでも 1 人乗車前提です。複数乗車する場合は、例えば 3 人乗ったら、それぞれ 1 人分の運賃ということではなく、3 分の 1 にするだとかしています。

經亀委員： そういうケースは結構多いのですか。

申請法人： いえ、めったにないです。ほとんどは 1 人乗車です。年に何回か複数乗車があります。

經亀委員： それと最後ですが、22 ページ目の申請書の中段以降にある、旅客の範囲のチェックが、身体と精神と知的と、あとその他となっています。江別市については、知的の方しかいないですけど、ほかの区域、たとえば北広島とか札幌とかだと、精神とか身体とかその他不自由者がいるということよろしいですか。

申請法人： いえ、現在のところ知的障がい者しかおりません。ただ、今後、障がい者全般ということがあると思ったものですからそれらにチェックをしてあります。

経亀委員： 基本的には、令和2年の通達改正で、現在運んでいる人の範囲しかチェックを入れられないとなっています。今回の話でいくと、知的障がいの方だけですか。

申請法人： そうですね。

経亀委員： それは申請書を修正という形になります。例えば訪問介護を始めることになり、要介護者も運べるようになるということであれば、その時にまた改めて協議会の中で議論してもらおうという形になります。

申請法人： 現状の部分のチェックですね。修正して提出させていただきます。

議長： ほかになにか質問等ございませんか。

委員一同： (なし)

議長： よろしいでしょうか。それでは、審議に移りたいと思いますので、申請法人は恐れ入りますが退席のうえお待ちください。よろしくお願いいたします。

【申請法人 退室】

議長： それでは審議に移りたいと思います。審議の内容は、福祉有償運送が必要か否か、それから運転者の要件、安全管理が整っているか否か、客から受け取る対価が適正か否か。この観点について、皆様からご意見があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員一同： (なし)

議長： 特別ございませんか。それでは、審議の結果について、合意する、条件つき合意、合意しない、継続審議とありますが、皆さんは合意するということでしょうか。

委員一同： はい。

議長： ありがとうございます。それでは審議の結果について、合意するということで、申請法人に伝えてもよろしいでしょうか。

委員一同： はい。

【申請法人 入室】

議 長： それでは審議の結果、合意するということになりました。後日事務局より書類の送付がありますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

申請法人： ありがとうございました。

議 長： それでは申請法人の方は退室をお願いします。

【申請法人 退室】

議 長： それでは続きまして、次第 2(2)の「福祉有償運送の更新登録に係る協議について 社会福祉法人ゆうゆう」に移ります。申請法人の入室をお願いします。

【申請法人 入室】

議 長： それでは、事務局のほうから資料の説明をお願いします。

【事務局から事前配付資料を基に説明】

議 長： ありがとうございます。それでは、今の説明につきまして申請法人から事業実施に関する補足説明等はありませんでしょうか。

申請法人： はい、料金に関してですが、介護保険法、障害者総合支援法のサービスを利用している方は、利用料金の収受は行いませんが、それらのサービスを利用しないで有償運送のみ利用の方には、この料金を適用したいと考えています。ここで協議いただき合意がとれましたら 10 月 1 日から料金を変更させていただければと考えております。以上です。

議 長： ほかにありませんか。

申請法人： ありません。

議 長： それでは今の説明を聞きまして、委員の皆様から質問、意見はありませんでしょうか。

経亀委員： ゆうゆうさんについては、先日、当別の協議会があり何度かやりとりしているのですが、まず事前に配付された資料の 11 ページ目の申請書の運送区域についてです。江別市と当別町は前回も登録しましたが、今回、新篠津村が加わっています。新篠津村はまだ協議会の協議が調っておらず、9月の更新の際には間に合わないと思うのでここは外していただくようお願いしたいと思

います。新篠津村の協議が調いましたら、新篠津村を加えた区域になります。

それと、アルコールチェッカーの使用状況と、この3年間の事故や苦情等について、覚えている範囲で結構ですので教えてください。

申請法人： アルコールチェックは、乗車前と乗車後に行い、運転をしております。3年間の違反状況は、ありません。

経亀委員： 乗車後というのは、戻ってきてからということですか。

申請法人： そうです。

議長： あとほかにご意見ありませんか。

東委員： 先ほど資料の説明を耳で聞いたときには、初乗り料金が3キロまで300円と聞こえました。書類上は、2キロで300円、その後1キロごと125円ということですが、これで間違いないですか。

申請法人： はい。

東委員： 事業所を使われる方の送迎は別として、単独で福祉有償運送を使われる方のみがこの料金の対象になるということですね。

申請法人： はい。

東委員： ありがとうございます。

議長： ほかに何かよろしいですか。

委員一同： (なし)

議長： それでは、質問がなければ審議に移りたいと思いますので、申請法人は、恐れ入りますが、退席のうえお待ちください。

【申請法人 退室】

議長： それでは、更新登録及び対価変更の審議に移ります。審議の内容は、福祉有償運送が必要か否か、運転者の要件、安全管理が整っているか否か、客から受けとる対価が適正か否か。この観点について、皆様からご意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員一同： (なし)

議 長： なければ、審議の結果について、合意する、条件つき合意する、合意しない、継続審議とありますが、審議の結果については、合意ということでよろしいでしょうか。

委員一同：（同意）

議 長： ありがとうございます。それでは、合意するというので、申請法人に伝えてもよろしいですか。

委員一同： はい。

【申請法人 入室】

議 長： それでは、審議の結果、特に問題がないので合意ということになりました。後日、事務局から書類の送付がありますので、よろしく願いいたします。以上です。退室をお願いいたします。

申請法人： 失礼します。

【申請法人 退室】

(3)その他

議 長： それでは次第3その他について、委員の皆様から何かありませんでしょうか。

【経亀委員から、福祉有償運送に関する検討事項など情報提供】

【東委員から、タクシー券を福祉有償運送に使用できるか質問。】

【事務局から、札幌ハイヤー事業協同組合に加盟のタクシーと、当市に登録した介護タクシーのみ使用が可能であること、通常のタクシーでの利用が難しい場合は、介護タクシーの利用を検討いただきたいと回答】

議 長： よろしいでしょうか。あとほかに何かありませんか。それでは事務局の方から何か連絡ありましたらお願いいたします。

【事務局から今後の予定について説明】

議 長： それではほかに特になければ、これで第1回江別市福祉有償運送運営協議会を閉会いたします。本日はお忙しい中ありがとうございました。

委員一同： ありがとうございました。